

和泉市教育委員会 様

和泉市個人情報保護審査会
会長 松田 聡子

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成18年2月21日付け和教人第202号で諮問のありました標記の件について、
下記のとおり答申いたします。

記

1 結論

「同和問題の解決に向けた実態把握」に伴う「住所データ」および「学力調査データ」「生活調査データ」の外部提供について、その公益性を否定するものではないが、「保護者調査データ」の調査対象者に外部提供を含む収集目的を説明せずに調査を実施することは和泉市個人情報保護条例第8条第1項に抵触するおそれがあると判断せざるをえない。

2 理由

- (1) 実施機関は、大阪府教育委員会教育長の依頼にもとづき、「同和問題の解決に向けた実態把握（大阪府学力等実態調査を活用した実態把握）」を実施するため、対象地域を校区に有する小・中学校から、「学力調査データ」「生活調査データ」「保護者調査データ」「住所データ」を収集し、大阪府教育委員会に提供するにあたり、和泉市個人情報保護条例第9条第1項第6号（個人情報の外部提供）にもとづき当審査会に意見を求めた。
- (2) 上記～のデータは、それぞれ整理番号が付されただけのデータでそれのみでは特定の個人に関する情報ということとはできないが、「住所データ」の整理番号と照合することによって容易に個人を特定しうるのであるから、「住所データ」を前提にしたこれらのデータは和泉市個人情報保護条例第2条第1号にいう「個人情報」ということができる。したがって、実施機関は、本市条例の各条にもとづいて、これらの個人情報を適正に取り扱うことが求められる（第1条）。
- (3) 条例第9条第1項第1号は「本人の同意があるとき」個人情報の外部提供を認め

る。したがって、本件諮問は、実施機関がかかる同意を得ずにその保有する個人情報(すでに収集・管理されている「住所データ」)および収集予定の個人情報(「学力調査データ」「生活調査データ」「保護者調査データ」)を外部提供するについて、当審査会の意見を求めるものであると理解されるので、まずこの点について述べる。

当審査会は、実施機関から意見を聴取し審議した結果、「同和問題の解決に向けた実態把握」については、教育分野での課題がどのように推移しているか把握して施策の効果を検証し、学力向上のための一般施策の展開をより効果的にする公益上の必要性があるとの主張を合理性に欠けると一概に否定することはできず、その把握には「住所データ」の外部提供もやむを得ないとする。

- (4) しかし、本件諮問にかかる個人情報のなかには、「住所データ」のほか、実施機関がこれから収集する個人情報も含まれているので、外部提供の前提となる収集について、当審査会としては本市条例に照らして次のように判断せざるをえない。

なお、大阪府教育委員会教育長が本件の「同和問題の解決に向けた実態把握」のための調査を行うにあたっては、大阪府個人情報保護審議会に諮問しているが、同審議会は、各市町教育委員会に対して各市町の個人情報保護条例を適正に運用して調査を実施するよう求めているのであるから、当審査会がこの点について判断することに問題はない。

- (5) 個人情報の収集について、条例第8条第1項は「あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。」と定め、収集目的の明確性を求めている。しかし、実施機関は本審査会における意見聴取において、「保護者調査データ」を「同和問題解決に向けた実態把握を実施するため」に収集するにもかかわらず、調査対象者である保護者にその旨の説明をしないで収集すること、また、その理由として、収集目的を明示することによる混乱を回避するためであると述べている。

しかし、本市条例は、目的を明確にしない情報収集を認めるような例外規定を置いていないばかりか、同条第2項で「個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない」と定めていることなどを考慮すれば、当審査会としては、実施機関が調査対象者である保護者に収集目的を明確にしないまま「保護者調査データ」を収集することは本市条例第8条第1項に抵触するおそれがあると判断せざるをえない。

実施機関の当審査会への諮問は、個人情報の外部提供についてであるが、その前提である個人情報の収集自体に条例違反の疑いがあるので、以上のように判断するものである。

- (6) なお、教育事業遂行のために収集される「学力調査データ」「生活調査データ」は、対象校に限って収集されるものではなく、また、対象校分に限って外部提供されるものではない。したがって、前述したように、対象校分のデータについては「住

所データ」との整合によって、個人が特定されうる情報となるのであるが、当審査会が「住所データ」の外部提供をやむを得ないと考える以上、これも同様に認めざるをえない。

(参考) 審査会の処理経過

| 日 付 | 内 容 |
|------------|------------------------------------|
| 平成18年2月21日 | 諮問書の受理 |
| 平成18年3月27日 | 審査会招集 ・教育委員会からの説明、質疑応答 ・審議 |
| 平成18年4月6日 | 審査会招集 ・教育委員会からの追加説明、質疑応答 ・審議 |
| 平成18年4月20日 | 実施機関への答申 |